

# 淡路市ふるさと産品開発等支援事業補助金交付要綱

令和5年3月31日  
告示第35号

(趣旨)

第1条 この要綱は、淡路市夢と未来へのふるさと基金を活用して地域資源の促進及び市内の産業の活性化を図るため、ふるさと産品の開発等に取り組む者が開発等に要した費用に対し、淡路市ふるさと産品開発等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、淡路市補助金等交付規則（平成17年淡路市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ふるさと産品」とは、主として市内で生産された原材料を加工し、又は市内で製造し、若しくは加工したものであって、特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等（平成31年総務省告示第179号）に定める返礼品の基準を満たし、本市の魅力の発信に資するものとして市長が認めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、団体若しくは民間事業者（以下「団体等」という。）又は個人で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に本社又は事業所（工場、作業所その他これらに類する施設を含む。）を有する団体等又は個人であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 補助対象者（補助対象者が団体等である場合は、その代表者その他構成員）が淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者でないこと。

(補助金の額等)

第4条 市は、予算の範囲内において、補助対象者に対し、次に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）について、別表に定める費用（以下「補助対象経費」という。）の一部について補助金を交付するものとする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) ふるさと産品を新たに開発する事業
- (2) 既存の商品をふるさと産品として改良する事業
- (3) その他市長が適当と認める事業

2 前項に定める補助対象経費のうち、この要綱によらない国、県又は市から補助金等の交付を受けているものがあるときは、当該経費は、補助対象経費から除くものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、淡路市ふるさと産品開発等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 同意書（様式第4号）
- (4) 誓約書（様式第5号）
- (5) 補助対象経費の額を証する書類の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認

めたときは、交付の決定をし、淡路市ふるさと産品開発等支援事業補助金交付額決定通知書（様式第6号）により、当該決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に対し通知するものとする。

（交付の制限）

第6条 同一の補助対象者に対する補助金の交付は、一の年度において1回限りとする。

2 補助金の交付申請を行うことができる補助対象事業は、当該年度内に完了する事業に限るものとする。

（交付決定の内容変更）

第7条 交付決定者は、第5条第2項の規定による補助金の交付決定の内容を変更するときは、速やかに、淡路市ふるさと産品開発等支援事業補助金変更承認申請書（様式第7号）に、当該変更に係る書類等を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、淡路市ふるさと産品開発等支援事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第8号）により、当該交付決定者に対し通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業の完了した日から1か月以内又は当該補助対象事業の完了した日が属する年度の末日までのいずれか早い日までに、淡路市ふるさと産品開発等支援事業補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）実績書（様式第10号）

（2）収支決算書（様式第11号）

（3）補助対象事業により開発したふるさと産品。ただし、当該ふるさと産品の提出が困難であるときは、ふるさと産品の写真をもって代えることができる。

（4）補助対象経費の支払を証する書類の写し

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（額の確定）

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その報告に関わる書類審査、現地確認等により完了検査を行い、当該報告に係る補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、淡路市ふるさと産品開発等支援事業補助金交付額確定通知書（様式第12号）により、当該交付決定者に対し通知するものとする。

（補助金の支払等）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに、当該交付決定者に対して補助金を支払うものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、第1条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を概算払又は前金払することができる。

3 交付決定者は、前2項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、淡路市ふるさと産品開発等支援事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（参加申請）

第11条 交付決定者は、補助対象事業の完了後、速やかに、淡路市ふるさと納税推進事業実施要綱（平成26年淡路市告示第10号）第5条に規定する淡路市ふるさと納税推進事業地元特産品等参加申請書を市長に提出し、承認を得なければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

（1）補助金を他の用途に使用したとき。

- (2) 補助対象事業が完了した日の属する年度の末日の翌日から起算して3年を経過する日までに淡路市ふるさと納税推進事業実施要綱第14条第1項に規定する承認の取消しをされたとき。
  - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (5) この要綱その他関係法令に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適當であると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、淡路市ふるさと産品開発等支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第14号)により交付決定者に通知するものとする。
- (報告等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して補助対象事業に関する報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

- 2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。
- (財産処分の制限)

第14条 交付決定者は、補助対象事業により取得した財産について、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、又は処分をしてはならない。ただし、交付決定者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に返還した場合又は補助対象事業が完了した日の属する年度の末日の翌日から起算して3年を経過した場合は、この限りでない。

(関係書類の保管)

第15条 交付決定者は、補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して3年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費			補助金の額	
			補助率	限度額
ソフト事業	謝金	外部の専門家から指導を受けた場合の諸謝金等	2分の1以内	50万円
	交通費	外部の専門家に支払う旅費又はマーケティング活動に必要な旅費等		
	消耗品費	商品の容器若しくは包装材の購入費又は事業に必要な物品の購入費等		
	印刷費	パッケージ、包装紙、シール等の印刷費等		
	運搬費	原材料、資材、試作品等の送付に係る送料等		
	委託料	調査研究、パッケージデザイン等の委託費、試作品等の外注加工費等		
	手数料	各種許認可等の取得に係る費用、成分分析又は検査に係る費用等		
	材料費	試作に使用する原材料費等		
	賃借料	機器リース料等		
	その他	市長が特に必要と認める経費（補助対象者の基本運営経費、食糧費等は除く。）		
ハード事業	機器等購入費	新商品の開発等に必要と認められる機材等の購入費（原則として、耐用年数が概ね3年以上のもので、汎用性が高いものでないこと。）	2分の1以内	100万円

※ ソフト事業及びハード事業が複合した申請の場合は、150万円を限度額とする。